

加古川市特定家畜伝染病等警戒本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市特定家畜伝染病等対策本部が設置されるまでの間で、特定家畜伝染病等の発生のおそれがある場合の迅速かつ適切な初動体制を確立するため、加古川市特定家畜伝染病等警戒本部（以下「警戒本部」という）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定家畜伝染病等」とは、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ並びに家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号）第2条に定める家畜伝染病のうち、産業経済部長が防疫対策を必要と認める伝染性疾病とする。

(本部の設置)

第3条 警戒本部は、次の各号に定める設置基準のいずれかにより設置する。

- (1) 兵庫県内で特定家畜伝染病等が発生したとき、又は発生の恐れがあるとき。
- (2) 近隣府県において特定家畜伝染病等が発生し、兵庫県の一部地域が移動制限区域、又は搬出制限区域に含まれたとき。
- (3) その他、産業経済部長が必要と認めるとき。

(組織)

第4条 警戒本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、産業経済部長をもって充てる。
- 3 副本部長は、産業経済部次長をもって充てる。
- 4 本部員は、加古川市次長会議規程（平成元年訓令甲第8号）第2条に規定する者をもって充てる。
- 5 本部長が必要と認めるときは、専門的な知識を有する者を本部員に加えることができる。

(会議の招集)

第5条 警戒本部は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求めることができる。

(所掌事務)

第6条 警戒本部は、設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議し、必要な対策を実施するものとする。

- (1) 発生地域における特定家畜伝染病等に関する情報収集及び情報分析に関すること。
- (2) 市民への情報提供の実施に関すること。
- (3) 今後の対応方針に関すること。
- (4) 関係部局への指示に関すること。
- (5) 県や市町間における協力体制に関すること。
- (6) その他警戒本部の設置目的を達成するために必要な事項。

(部会の設置)

第7条 本部長は、警戒本部の協議事項に関し、専門的な検討を行うため必要に応じて部会を置くことができる。

(報告)

第8条 本部長は、必要な事項を市長に報告する。

(事務局)

第9条 警戒本部の事務局は、産業経済部農林水産課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は産業経済部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

- 1 この要綱は、令和3年11月16日から施行する。